

福岡医発第442号(地)
平成20年5月19日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び
観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針
及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正
に伴う実施上の留意事項等について

平成20年3月31日付で「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法」(厚生労働省告示第186号)及び「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等」(厚生労働省告示第187号)の一部が改正され、同年4月1日から適用された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

また、標記の件につきましては、平成17年7月15日から指定医療機関に対して公費医療として実施されておりますが、健康保険法等の診療報酬点数表が改正されたことに関連して「医療観察診療報酬点数表」の一部が改正されております。

つきましては、本通知の概要につきまして、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 改正の主な点につきましては、同点数表の第2章医療観察精神科専門療法に「医療観察精神科ショート・ケア」が追加されたことと健保点数表改正に連動したものであります。
- 2) 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準では、医療観察精神科ショート・ケアが追加されたことに伴う文言整理等がなされております。
- 3) 公費医療に関して、入院は国立病院、都道府県立病院、独立行政法人の病院である指定医療機関(私的病院は含まれない)であり、通院は私的病院を含む指定通院医療機関が担当します。
また、公費対象患者は裁判所が決定した者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者)であります。

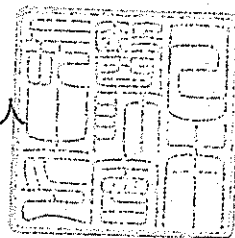
日医発第75号(保13)

平成20年4月18日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

唐澤 祥 人



心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び
観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び
医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正
に伴う実施上の留意事項等について

平成20年3月31日付で「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法」(厚生労働省告示第186号)及び「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等」(厚生労働省告示第187号)の一部が改正され、同年4月1日から適用されました。

標記につきましては、平成17年7月15日から指定医療機関に対して公費医療として実施されておりますが、健康保険法等の診療報酬点数表が改正されたことに関連して「医療観察診療報酬点数表」の一部が改正されました。

改正の主な点は同点数表の第2章医療観察精神科専門療法に「医療観察精神科ショート・ケア」が追加されたことと健保点数表改正に連動したものであります。

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準では、医療観察精神科ショート・ケアが追加されたことに伴う文言整理等がされたことでもありますのでご連絡いたします。

なお、公費医療に関して、入院は国立病院、都道府県立病院、独立行政法人の病院である指定医療機関(私的病院は含まれない)であり、通院は私的病院を含む指定通院医療機関が担当します。

また、公費対象患者は裁判所が決定した者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者)であります。



(添付資料)

1. 官報〔平成20年3月31日 号外第68号抜粋〕
2. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法〔新旧対照表〕
3. 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等〔新旧対照表〕
4. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について
〔平20.3.31障精発第0331001号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長通知〕
5. 「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の一部改正について
〔平20.3.31障精発第0331003号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長通知〕

イ 送付中の光ディスク等が盗取され、又は紛失した場合に、当該光ディスク等に記録した決済情報が漏えいしないよう、決済情報の暗号化その他の必要なる対策を講じること。なお、決済情報を暗号化する場合には、正しい送付先のみが復元できるような手段を用いること。

(5) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報、既述の送付に必ずコンピュータウイルスに感染していないことを確認すること。

3 施設、設備等に関する基準

(1) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報の迅速かつ正確な処理、光ディスク等を送付する方法による代行業務の実施等、代行業務を適切に実施するために必要な施設、設備、人員等を有していること。

(2) 施設、設備等において、決済情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）が徹底されていること。

4 運送等に関する基準

(1) 保険者の求めに応じ、保険者が代行業務の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

(2) 代行業務を適切かつ継続的に実施することができ、財務基礎を有すること。

(3) 代行業務の一部を再委託する場合には、保険者との契約等において、再委託先についてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守していることを明示すること。

(4) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(5) 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。

(6) 代行業務に関し、事業運営上開示すべき重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び実施機関が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

○厚生労働省告示第百八十号
予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第十條第一項の規定に基づき、予防接種法施行令第十條第一項の医療に要した費用の額の算定方法（昭和五十二年厚生省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一
第二章第一号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第百三十八号）」に「老人保健の医療」を「後期高齢者医療の医療の給付」に改める。
○厚生労働省告示第百八十一号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第四十一條第二項の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第百二十三号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一條第二項の規定による診療報酬の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一
第一号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第百三十八号）」に「老人保健の医療」を「後期高齢者医療の医療の給付」に改める。
○厚生労働省告示第百八十二号
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百七十七号）第十三條第一項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程（平成七年厚生省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一
第九條中「第四十四條（第四項）」を「第八十八條第一項」に「第七條第八項」を「第八條第四項」に「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。
○厚生労働省告示第百八十三号
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百七十七号）第十四條第二項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十四條第二項の規定による診療方針及び診療報酬（平成七年厚生省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一

第一号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第百三十八号）」に「老人保健の診療方針」を「後期高齢者医療の診療方針」に改める。
第二号中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。
○厚生労働省告示第百八十四号
地域保健法（昭和二十二年法律第百一十号）第四條第一項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第百三十七号）の一部を次のように変更したので、同條第三項の規定により公表し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一

第一の五中「老人保健」を「高齢者」に改める。
第二の二の（一）の（イ）の（ア）中「老人保健」を「健康増進、特定健康診査及び特定保健指導」に改める。
○厚生労働省告示第百八十六号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三條第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三條第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一

同（六）の（ア）中「老人保健福祉計画」を「がん対策推進計画、健康増進計画、老人福祉計画」に改める。
第二の二の（二）の（イ）中「精神障害者の社会復帰施設」を「精神障害者の障害者支援施設」に「精神障害者社会復帰施設」を「障害者支援施設」に改める。
第五の四の（一）及び第六の（一）の（二）中「老人保健事業」を「健康増進事業」に改める。
○厚生労働省告示第百八十五号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第百十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一
第四号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

別表の第一章第2節のイ中「(5,500点)」を「(8,250点)」に改める。
別表の第一章第2節のロ中「(4,500点)」を「(7,250点)」に改める。
別表の第一章第2節のハ中「(3,500点)」を「(6,250点)」に改める。
別表の第二章通則の3のロを次のように改める。
ロ イ以外の場合
1 病院の場合
(1) 30分以上の場合 360点
(2) 30分未満の場合 330点
2 診療所の場合
(1) 30分以上の場合 360点
(2) 30分未満の場合 350点
別表の第2章通則の6のイ「(550点)」を「(575点)」に改める。
別表の第2章通則の6のロ「(8点)」を「(6点)」に改める。
別表の第2章通則の7の注3の次に次のように加える。
注4 医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。
別表の第2章通則の9の注3の次に次のように加える。
注4 医療観察精神科ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

別表の第2章通則中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 医療観察精神科ショート・ケア（以下に同じ）

イ 小規模なもの
ロ 大規模なもの

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に限定する。

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ショート・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医療管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあつてはこの限りでない。

注3 医療観察精神科ショート・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ケア・ケアは算定しない。

○厚生労働省告示第百八十七号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第百六十五号）並びに基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日
第三の五の柱書き中「医療観察精神科作業療法」の下に「医療観察精神科ショート・ケア」を加える。

第三の五(1)中「作業療法士が」の下に「医療観察精神科ショート・ケアを加え、医療観察精神科ショート・ケア等」を「医療観察精神科ショート・ケア等」に改める。

第三の五(2)及び(3)中「医療観察精神科ショート・ケア等」を「医療観察精神科ショート・ケア等」に改める。

○厚生労働省告示第百八十八号
医療等以外の保健事業の実施の基準（昭和五十七年厚生省告示第百八十五号）「健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式（昭和五十七年厚生省告示第百九十二号）及び昭和六十一年厚生省告示第百九十七号（老人保健法第五十一条第一項の規定に基づく市町村の長が費用の一部を徴収することができる医療等以外の保健事業を定める件）」は、平成二十年三月三十一日限りで廃止する。

平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一

○社会保険庁告示第十号
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第十五号）附則第三条の規定により読み替へられた船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、平成十九年社会保険庁告示第十号（船員保険法施行規則第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を定める件）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。ただし、各船舶所有者の平成十七年十月一日前三年間及び平成十八年十月一日前三年間

平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外添 要一

社会保険庁長官 坂野 泰治

社会保険庁長官 坂野 泰治

社会保険庁長官 坂野 泰治

社会保険庁長官 坂野 泰治

○農林水産省告示第五十二号
独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三十四号）第一条第一項第二号及び第二項並びに第四条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第百五十七号（独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める所定利率等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日
農林水産大臣 若林 正俊

別表第三

別表第三

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男	女		男	女
20歳	41.16841	42.70586	43歳	31.66915	33.87011
21歳	40.82237	42.38405	44歳	31.17562	33.41065
22歳	40.47089	42.05719	45歳	30.67489	32.94427
23歳	40.11386	41.72515	46歳	30.16688	32.47096
24歳	39.75118	41.38786	47歳	29.65164	31.99074
25歳	39.38274	41.04520	48歳	29.12900	31.50347
26歳	39.00843	40.69707	49歳	28.59895	31.00917
27歳	38.62819	40.34338	50歳	28.06150	30.50789
28歳	38.24192	39.98411	51歳	27.51682	29.99950
29歳	37.84955	39.61910	52歳	26.96502	29.48410
30歳	37.45097	39.24837	53歳	26.40638	28.96163
31歳	37.04610	38.87188	54歳	25.84072	28.43209
32歳	36.63488	38.48944	55歳	25.26810	27.89534
33歳	36.21724	38.10101	56歳	24.68864	27.35151
34歳	35.79305	37.70654	57歳	24.10267	26.80057
35歳	35.36227	37.30589	58歳	23.51031	26.24244
36歳	34.92481	36.89909	59歳	22.91158	25.67700
37歳	34.48060	36.48597	60歳	22.30664	25.10409
38歳	34.02954	36.06639	61歳	21.69543	24.52367
39歳	33.57157	35.64042	62歳	21.07780	23.93566
40歳	33.10660	35.20785	63歳	20.45401	23.34035
41歳	32.63456	34.76865	64歳	19.82440	22.73804
42歳	32.15544	34.32277	65歳	19.18930	22.12899

別表第四

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男 子	女 子		男 子	女 子
60歳	20.56984	24.36893	89歳	6.07688	7.67894
61歳	20.03698	23.82210	90歳	5.71694	7.19803
62歳	19.50078	23.26846	91歳	5.37850	6.73526

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十二条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
Ⅰ～Ⅲ (並) 別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料 通則 (略) 第1節 (略) 第2節 通院料 通院対象者通院医学管理料 (1月につき) イ 前期通院対象者通院医学管理料 (法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定の日 (以下「通院決定日」という。) から起算して6月を経過する日の属する月までの期間) <u>8,250点</u> ロ 中期通院対象者通院医学管理料 (イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間) <u>7,250点</u> ハ 後期通院対象者通院医学管理料 (通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間) <u>6,250点</u> ニ (略)	Ⅰ～Ⅲ (並) 別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料 通則 (略) 第1節 (略) 第2節 通院料 通院対象者通院医学管理料 (1月につき) イ 前期通院対象者通院医学管理料 (法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定の日 (以下「通院決定日」という。) から起算して6月を経過する日の属する月までの期間) <u>5,500点</u> ロ 中期通院対象者通院医学管理料 (イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間) <u>4,500点</u> ハ 後期通院対象者通院医学管理料 (通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間) <u>3,500点</u> ニ (略)

注1～4 (略)

第2章 医療観察精神科専門療法

通則 (略)

1・2 (略)

3 医療観察通院精神療法 (1回につき)

イ (略)

ロ イ以外の場合

1 病院の場合

(1) 30分以上の場合 360点

(2) 30分未満の場合 330点

2 診療所の場合

(1) 30分以上の場合 360点

(2) 30分未満の場合 350点

注1～注3 (略)

4・5 (略)

6 医療観察精神科ショート・ケア (1日につき)

イ 小規模なもの 275点

ロ 大規模なもの 330点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ショート・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数

注1～4 (略)

第2章 医療観察精神科専門療法

通則 (略)

1・2 (略)

3 医療観察通院精神療法 (1回につき)

イ (略)

ロ イ以外の場合

1 病院の場合

330点

2 診療所の場合

360点

注1～注3 (略)

4・5 (略)

に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあってはこの限りでない。

注3 医療観察精神科ショート・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

7 医療観察精神科デイ・ケア（1日につき）

イ・ロ （略）

注1～注3 （略）

注4 医療観察精神科デイ・ケアを算定した場合は、医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

8 医療観察精神科ナイト・ケア（1日につき） 500点

注1～注3 （略）

注4 医療観察精神科ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

9 （略）

10 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料（I） 575点

ロ （略）

11・12 （略）

第3章 （略）

6 医療観察精神科デイ・ケア（1日につき）

イ・ロ （略）

注1～注3 （略）

7 医療観察精神科ナイト・ケア（1日につき） 500点

注1～注3 （略）

8 （略）

9 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料（I） 550点

ロ （略）

10・11 （略）

第3章 （略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第1・第2（略） 第3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 1 4（略） 5 医療観察精神科作業療法、医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準 (1) 医療観察精神科作業療法については作業療法士が、医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア又は医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（以下「医療観察シート・ケア等」という。）については必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。 (2) 患者数は、医療観察精神科作業療法については作業療法士の、医療観察シート・ケア等については必要な従事者の、それぞれの数に対し適切なものであること。 (3) 医療観察精神科作業療法、医療観察シート・ケア等を行うにつき十分な専門施設を有していること。	第1・第2（略） 第3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 1 4（略） 5 医療観察精神科作業療法、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準 (1) 医療観察精神科作業療法については作業療法士が、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア又は医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（以下「医療観察デイ・ケア等」という。）については必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。 (2) 患者数は、医療観察精神科作業療法については作業療法士の、医療観察デイ・ケア等については必要な従事者の、それぞれの数に対し適切なものであること。 (3) 医療観察精神科作業療法、医療観察デイ・ケア等を行うにつき十分な専門施設を有していること。



障精発第0331001号

平成20年 3月31日

各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課



心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第186号）が公布され、平成20年4月1日より適用されることとなったところであるが、この実施に伴い、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」（平成17年8月2日障精発第0802001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので、貴管内市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

(別添)

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」(平成17年8月2日障精発第0802001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

(改 正)	(現 行)
記	記
第1部 基本診療料 (略)	第1部 基本診療料 (略)
第2部 医療観察精神科専門療法	第2部 医療観察精神科専門療法
1・2 (略)	1・2 (略)
3 医療観察通院精神療法 (1)～(3) (略) (4)医療観察通院精神療法の「イ」は、通院決定を受けた後に初めて指定通院医療機関において診療を行った時(以下「初診時」という。)には、診療時間が30分を超えた場合に限り算定することとし、医療観察通院精神療法の「ロ」は、「イ」以外の場合において診療に要した時間が5分を超え場合に限り算出する。この場合において診療時間とは、医師自らが通院対象者に対して行う問診、身体診察(視診、聴診、打診及び触診)及び当該通院精神療法に要する時間をいい、これら以外の診療に要する時間は含まない。 (5)医療観察通院精神療法を算定する場合にあつては、診療録に当該診療に要した時間を記載すること。ただし、当該診療に要した時間が明確でない場合には、当該診療に要した時間が5分又は30分を超えたことが明らかであると判断される精神療法を行った場合に限り、「〇分超」などの記載でも差し支えない。また、医療観察通院精神療法の「イ」を算定する場合にあつては、診療報酬明細書の摘要欄に当該診療に要した時間を記載する。 (6)(7)(8) (略)	3 医療観察通院精神療法 (1)～(3) (略) (4)医療観察通院精神療法は、通院決定を受けた後に初めて指定通院医療機関において診療を行った時(以下「初診時」という。)には、診療時間が30分を超えた場合に限り算定できる。この場合において診療時間とは、医師自らが通院対象者に対して行う問診、 <u>理学的所見</u> (視診、聴診、打診及び触診)及び当該通院精神療法に要する時間をいい、これら以外の診療に要する時間は含まない。 <u>なお、初診時に医療観察通院精神療法を算定する場合にあつては、診療報酬明細書の摘要欄に当該診療に要した時間を記載する。</u> (5)(6)(7) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
6 医療観察精神科ショート・ケア (1)医療観察精神科ショート・ケアは、精神障害者の地域への復帰を支援するため、社会生活機能の回復を目的として個々の通院対象者に応じたプログラ	

ムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は通院対象者1人当たり1日につき3時間を標準とする。

(2)医療観察精神科ショート・ケアは入院(法のみならず精神保健福祉法等に基づく全ての入院を含む。)中の者以外の通院対象者に限り算定する。

なお、医療観察精神科ショート・ケアを算定している通院対象者に対しては、同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。ただし、前期通院対象者医学管理料を算定した月において、医療観察精神科ショート・ケアの前後に医療観察精神科訪問看護・指導が行われる場合にあつては、この限りではない。

(3)医療観察精神科ショート・ケアと医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアの届出を併せて行っている指定通院医療機関にあつては、医療観察精神科ショート・ケアと医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを各々の通院対象者に対して同時に同一施設で実施することができる。この場合、医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを算定する通院対象者は、各々に規定する治療がそれぞれ実施されている場合に限り、それぞれ算定できる。なお、同一日に実施される医療観察精神科ショート・ケアの通院対象者数と医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアの通院対象者数の合計は、医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアの届出に係る通院対象者数の限度を超えることはできない。

(4)医療観察精神科ショート・ケアに要する消耗材料等については、当該指定医療機関の負担とする。

7・8 (略)

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1)医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは、通院対象者の症状から特に必要があると判断される場合に算定するものとする。

以下(略)

10・11 (略)

6・7 (略)

8 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1)医療観察精神科ナイト・ケアは、通院対象者の症状から特に必要があると判断される場合に算定するものとする。

以下(略)

9・10 (略)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について
【改正後全文】

(平成17年8月2日障精発第0802001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)

改正 平成20年 3月31日障精発第0331001号

第1部 基本診療料

第1節 入院料

1 入院対象者入院医学管理料

(1) 入院対象者入院医学管理料については、多職種チームにより、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）ごとに個別の治療プログラムを策定し、各職種が連携を図りながら医療を提供するとともに、入院対象者の治療段階をそれぞれ「急性期」、「回復期」、「社会復帰期」の3期に分け評価することにより、早期退院（概ね18ヶ月以内）を目指すものである。

(2) 入院対象者の各期別の評価は、多職種チームによる新病棟治療評価会議において行い、その評価結果については、新病棟運営会議において報告聴取を行うものとする。当該評価結果に基づき、当該指定入院医療機関の管理者は、急性期から回復期、回復期から社会復帰期への移行についての決定を行うものとする。これら、各期別の一連の評価結果については、その旨を診療録に記載するとともに、毎月、診療報酬明細書に、「入院処遇ガイドライン」（平成17年7月14日障精発0714002号）Ⅱの4の3）記録等の標準化による関係するシート（以下「シート」という。）の写しを添付する。

また、19か月以上にわたり入院している場合にも、その理由等必要な事項を診療録に記載するとともに、毎月、診療報酬明細書にシートの写しを添付する。

(3) 当該入院医学管理料には、医療観察精神科電気痙攣療法、医療観察退院前訪問指導料並びに1000点以上の画像診断、処置及び手術並びにそれに係る薬剤料及び特定保険医療材料は含まれていない。

(4) 入院対象者が、治療の一環として外泊した場合にも、当該入院医学管理料を算定することができる。

(5) 入院対象者が、当該入院の原因となった疾病に起因した疾病に罹患し、当該指定入院医療機関の別の診療科又は別の医療機関において診療を行った場合は、その診療にかかる費用は、(3)に掲げた費用を除き、当該入院医学管理料に含まれるものとする。

このとき、費用の請求に当たっては、当該指定入院医療機関が行うものとし、診療報酬明細書の摘要欄に当該指定入院医療機関の別の診療科又は別の医療機関において診療に要した費用について所定点数及び合計点数を併せて記載するとともに、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

なお、この場合に、診療を行う必要を認めた日、その理由等必要な事項を診療録に記載するとともに、診療報酬明細書にもその旨記載する。

(6) 入院対象者入院医学管理料を算定する病棟における入院対象者の処遇につい

ては、「入院処遇ガイドライン」(平成17年7月14日障精発第0714002号)を参考とする。

第2節 通院料

1 通院対象者通院医学管理料

- (1) 通院対象者通院医学管理料については、多職種チームによる、法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた対象者(以下「通院対象者」という。)ごとに個別の治療プログラムを策定し、各職種が連携を図りながら医療を提供するとともに、通院対象者の治療段階をそれぞれ「通院前期」、「通院中期」、「通院後期」の3期に分け評価することにより、概ね3年以内に一般精神医療への移行を目指すものである。
- (2) 通院対象者の各期別の評価は、多職種チーム会議において行うものとする。
これら一連の評価結果については、その旨を診療録に記載するとともに、毎月、診療報酬明細書に、「通院処遇ガイドライン」(平成17年7月14日障精発第0714002号)Ⅱの3の3)記録等の標準化による「指定通院医療機関における多職種チーム会議において整備すべき情報」のうち当該月に係る部分の写しを添付する。
- (3) 当該通院医学管理料には、初・再診料、指導管理等(特定薬剤治療管理料及びてんかん指導料を除く。)、在宅医療、投薬(処方せん料に限る。)並びに100点未満の処置並びにそれに係る薬剤料及び特定保険医療材料が含まれている。
- (4) 通院対象者が、当該通院の原因となった疾病に起因した疾病に罹患し、当該医療機関の別の診療科において診療を行った場合は、その診療にかかる費用は、(3)に掲げた費用を除き、別途算定することができる。
- (5) 急性増悪包括管理料の算定対象となる通院対象者は、
 - ① 行動は相当に妄想や幻覚に影響されている
 - ② 意思の伝達や判断に著しい障害がある
 - ③ 殆ど全ての生活領域で機能することができない
 - ④ 当該通院対象者について法第33条に基づく申立てがなされた際における他害行為時の精神状態と同様に病状が悪化している場合のいずれかの病状が認められ、精神保健指定医により集中的な精神医学管理(毎日通院対象者の状態を観察し服薬を確認する等)を行う必要があると判断された者に限る。
- (6) 急性増悪包括管理料は、精神保健指定医の診察に基づき急性増悪等により集中的な精神医学管理を開始した日から1月を限度として算定することとしている。この場合において、算定期間が1月以内の場合又は算定開始日が月の途中となる場合は、1日につき1300点で算定する。

なお、1月の期間の計算は、暦月によるものであり、例えば、7月15日～8月14日、11月20日～12月19日等と計算する。

- (7) 急性増悪包括管理料を算定した日の属する月においては、1月間に16日以上通院中期通院対象者医学管理料又は通院後期通院対象者医学管理が行われている場合に限り、同月において通院中期通院対象者通院医学管理料又は通院後期通院対象者通院医学管理料を算定することができる。
- (8) 急性増悪包括管理料を算定し1月を経過した場合には、法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定（以下「通院決定」という。）がなされた日から経過した期間に応じて通院中期通院対象者通院医学管理料又は通院後期通院対象者通院医学管理料を算定するものとする。
- (9) 急性増悪包括管理料を算定している通院対象者が入院（法のみならず精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）等に基づく全ての入院を含む。）した場合には、入院した日以降、急性増悪包括管理料は算定できない。
- (10) 急性増悪包括管理料を算定した場合には、必要と認めた日（算定開始日）、その理由等必要な事項を診療録に記載するとともに、診療報酬明細書にもその旨を記載する。
- (11) 通院対象者医学管理料を算定する指定通院医療機関における通院対象者の処遇については、「通院処遇ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714002号）を参考とする。

第2部 医療観察精神科専門療法

1 医療観察精神科電気痙攣療法

- (1) 医療観察精神科電気痙攣療法は、症状から特に必要があると判断する場合に行うものとする。
- (2) 医療観察精神科電気痙攣療法とは、100ボルト前後の電流を頭部に短時間通電することを反復し、各種の精神症状の改善を図る療法をいい、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴い、精神科を担当する医師が行った場合に限り、1日1回を限度として算定する。
- (3) 医療観察精神科電気痙攣療法は、当該療法について十分な知識を有する医師が実施すべきものであり、当該医師以外の介助者の立会いの下に、何らかの副作用が生じた際に適切な処置がとり得る準備の下に行わなければならない。
- (4) 医療観察精神科電気痙攣療法を実施する場合は、当該麻酔に要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。ただし、当該麻酔に伴う薬剤料及び特定保険医療材料は別途算定できる。
- (5) 当該療法を行った場合には、その必要性等について診療録に記載するとともに、診療報酬明細書にもその旨を記載する。

2 医療観察精神科退院前訪問指導料

- (1) 医療観察精神科退院前指導料は、入院対象者の退院に先立ち、患家又は精神障害者社会復帰施設、小規模作業所等を訪問し、当該入院対象者の病状、生活

環境及び家族関係等を考慮しながら、当該入院対象者の家族等、退院後当該入院対象者の看護や相談に当たる者に対して、退院後の療養に係る調整又は療養上の指導を行った場合に算定する。

なお、医師の指示を受けて指定入院医療機関の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が訪問し、指導を行った場合にも算定できる。

- (2) 医療観察精神科退院前訪問指導料は、1回の入院につき3回を限度として指導の実施日にかかわらず退院日に算定する。
- (3) 注2にかかる加算は、入院対象者の社会復帰に向けた調整等を行うにあたり、必要があつて複数の職種が共同して指導を行った場合に算定するものであり、単一の職種の複数名による訪問の場合は対象としない。
- (4) 医療観察精神科退院前訪問指導を行った場合は、指導内容の要点を診療録等に記載する。
- (5) 医療観察精神科退院前訪問指導に当たっては、指定入院医療機関における看護業務等に支障を来すことのないよう留意する。

3 医療観察通院精神療法

- (1) 医療観察通院精神療法（簡便型精神分析療法を含む。以下同じ。）とは、統合失調症、躁うつ病、神経症、中毒性精神障害（アルコール依存症等をいう。）、心因反応、児童・思春期精神疾患、人格障害又は精神症状を伴う脳器質性障害等（以下「対象精神疾患」という。）のため通院対象者（通院対象者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあっては、当該通院対象者の家族）に対して、医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。
- (2) 医療観察通院精神療法は、精神科を担当する医師が行った場合に限り算定する。また、対象精神疾患の合併症である知的障害、認知症、心身症及びてんかんに対して医療観察通院精神療法が行われた場合にも算定できる。
- (3) 医療観察通院精神療法は、同時に複数の通院対象者又は複数の家族を対象に集団的に行われた場合には算定できない。
- (4) 医療観察通院精神療法の「イ」は、通院決定を受けた後に初めて指定通院医療機関において診療を行った時（以下「初診時」という。）には、診療時間が30分を超えた場合に限り算定することとし、医療観察通院精神療法の「ロ」は、「イ」以外の場合において診療に要した時間が5分を超え場合に限り算出する。この場合において診療時間とは、医師自らが通院対象者に対して行う問診、身体診察（視診、聴診、打診及び触診）及び当該通院精神療法に要する時間をいい、これら以外の診療に要する時間は含まない。
- (5) 医療観察通院精神療法を算定する場合にあっては、診療録に当該診療に要した時間を記載すること。ただし、当該診療に要した時間が明確でない場合には、当該診療に要した時間が5分又は30分を超えたことが明らかであると判断される精神療法を行った場合に限り、「〇分超」などの記載でも差し支えない。また、医療観察通院精神療法の「イ」を算定する場合にあっては、診療報酬明細

書の摘要欄に当該診療に要した時間を記載する。

(6) 当該通院対象者の家族に対する医療観察通院精神療法は、当該家族に対し専門的見地から精神療法を行うことが当該通院対象者の社会復帰を促進するために重要であると推定される場合に限り、週1回に限り算定する。このとき、当該通院対象者に対して医療観察通院精神療法を行った日と同一の日に別途行った場合も算定できる。ただし、当該通院対象者の病状説明、服薬指導等一般的な療養指導である場合は、算定できない。家族に対して医療観察通院精神療法を行った場合は、診療報酬明細書の摘要欄に「家族」と記載する。

(7) 医療観察通院精神療法を行った場合（家族に対して行った場合を含む。）は、その要点を診療録に記載する。

(8) 「イ」は精神保健指定医又はこれに準ずる者（精神保健指定医であった医師及び旧精神衛生法に規定する精神衛生鑑定医であった医師をいう。）により初診時に医療観察通院精神療法が行われた場合に限り初診時にのみ算定できる。

なお、この場合においても他の初診時と同様に診療時間が30分を超えた場合に限り算定できる。

4 医療観察通院集団精神療法

(1) 医療観察通院集団精神療法とは、対象精神疾患を有する通院対象者に対して、治療計画に基づき、集団内の対人関係の相互作用を用いて、自己洞察の深化、社会適応技術の習得、対人関係の学習等をもたらすことにより病状の改善を図る治療法をいう。

(2) 医療観察通院集団精神療法は、指定通院医療機関において精神科を担当する医師と、1人以上の精神保健福祉士又は心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者（以下「臨床心理技術者」という。）により構成される2人以上の者が行った場合に限り算定する。

(3) 1回に10人を限度とし、1日につき1時間以上実施した場合に、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に限り週2回を、それ以外の場合には週1回を限度として算定する。

(4) 医療観察通院集団精神療法を実施した場合は、診療開始日、その要点を個々の通院対象者の診療録に記載する。

(5) 医療観察通院集団精神療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月において、医療観察通院集団精神療法の前後に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合にあっては、この限りではない。

5 医療観察精神科作業療法

(1) 医療観察精神科作業療法は、精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行うものであり、実施される作業内容の種類にかかわらずその実施時間は通院対象者1人当たり1日につき2時間を標準とする。

- (2) 医療観察精神科作業療法は、1人の作業療法士が、1人以上の助手とともに通院対象者を含む精神障害者に対して当該医療観察精神科作業療法を実施した場合に、当該通院対象者について算定する。この場合の1日当たりの取扱い精神障害者数は、概ね25人を1単位として、1人の作業療法士の取扱い精神障害者数は1日3単位75人以内を標準とする。
- (3) 医療観察精神科作業療法を実施した場合は、その要点を個々の通院対象者の診療録に記載する。
- (4) 医療観察精神科作業療法に要する消耗材料及び作業衣等については、指定通院医療機関の負担とする。

6 医療観察精神科ショート・ケア

- (1) 医療観察精神科ショート・ケアは、精神障害者の地域への復帰を支援するため、社会生活機能の回復を目的として個々の通院対象者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は通院対象者1人当たり1日につき3時間を標準とする。
- (2) 医療観察精神科ショート・ケアは入院（法のみならず精神保健福祉法等に基づく全ての入院を含む。）中の者以外の通院対象者に限り算定する。

なお、医療観察精神科ショート・ケアを算定している通院対象者に対しては、同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。ただし、前期通院対象者医学管理料を算定した月において、医療観察精神科ショート・ケアの前後に医療観察精神科訪問看護・指導が行われる場合にあっては、この限りではない。
- (3) 医療観察精神科ショート・ケアと医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアの届出を併せて行っている指定通院医療機関にあっては、医療観察精神科ショート・ケアと医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを各々の通院対象者に対して同時に同一施設で実施することができる。この場合、医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを算定する通院対象者は、各々に規定する治療がそれぞれ実施されている場合に限り、それぞれ算定できる。なお、同一日に実施される医療観察精神科ショート・ケアの通院対象者数と医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアの通院対象者数の合計は、医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアの届出に係る通院対象者数の限度を超えることはできない。
- (4) 医療観察精神科ショート・ケアに要する消耗材料等については、当該指定医療機関の負担とする。

7 医療観察精神科デイ・ケア

- (1) 医療観察精神科デイ・ケアは精神障害者の社会生活機能の回復を目的として個々の通院対象者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は通院対象者1人当たり1日につき6時間を標準とする。

なお、この実施に当たっては、当該通院対象者の症状等に応じたプログラムの作成、効果の判定等に万全を期すること。

- (2) 医療観察精神科デイ・ケアは入院（法のみならず精神保健福祉法等に基づく全ての入院を含む。）中の者以外の通院対象者に限り算定する。

なお、医療観察精神科デイ・ケアを算定している通院対象者に対しては、同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。ただし、前期通院対象者医学管理料を算定した月において、医療観察精神科デイ・ケアの前後に医療観察精神科訪問看護・指導が行われる場合にあっては、この限りではない。

- (3) 加算の対象となる食事の提供は、あくまでも医療上の目的を達成するための手段であり、治療の一環として行われた場合に算定する。
- (4) 食事の提供の実施に当たっては、健康保険及び老人保健の例により、概ね入院時食事療養（Ⅰ）の基準に準じるものとし、関係帳簿を整備する。
- (5) 同一の通院対象者に対して同一日に医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを併せて実施した場合は、医療観察精神科デイ・ナイト・ケアとして算定する。
- (6) 医療観察精神科デイ・ケアに要する消耗材料等については、当該指定医療機関の負担とする。

8 医療観察精神科ナイト・ケア

- (1) 医療観察精神科ナイト・ケアは、通院対象者の症状から特に必要があると判断される場合に算定するものとする。
- (2) 医療観察精神科ナイト・ケアは精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行うものであり、その開始時間は午後4時以降とし、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は通院対象者1人当たり1日につき4時間を標準とする。
- (3) 医療観察精神科ナイト・ケアを算定している通院対象者に対しては、同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。
- (4) その他医療観察精神科ナイト・ケアの取扱いについては、医療観察精神科デイ・ケアの取扱いに準じて行う。

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

- (1) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは、通院対象者の症状から特に必要があると判断される場合に算定するものとする。
- (2) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行うものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は通院対象者1人当たり1日につき10時間を標準とする。
- (3) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを行っている指定通院医療機関にあっては、医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイ

ト・ケアを各々の通院対象者に対して同時に同一施設で実施することができる。この場合、医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを算定する通院対象者は、各々に規定する治療がそれぞれ実施されている場合に限り、それぞれ算定できる。

なお、同一日に実施される医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを受ける通院対象者数と医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科ナイト・ケアを受ける通院対象者数の合計は、医療観察精神科デイ・ケア又は医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの届出に係る通院対象者数の限度を超えることはできない。

- (4) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを算定している通院対象者に対しては、同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。
- (5) その他医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの取扱いについては、医療観察精神科デイ・ケアの取扱いに準じて行う。

10 医療観察精神科訪問看護・指導料

- (1) 医療観察精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）は、精神科を担当している医師の指示を受けた指定通院医療機関の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下「保健師等」という。）が、精神障害者である入院法のみならず精神保健福祉法等に基づく全ての入院を含む。）中以外の通院対象者又はその家族等の了解を得て患家等を訪問し、個別に当該通院対象者又は家族等に対して看護及び社会復帰指導等を行った場合に算定する。

- (2) 注3に係る加算は、精神科を担当する医師が、複数の保健師等による患家等への訪問が必要と判断し、当該医師の指示を受けた指定通院医療機関の複数の保健師等が、通院対象者又は家族等に対して看護及び社会復帰指導等を行った場合に算定する。

なお、保健師又は看護師の訪問に、准看護師が同行した場合には、注3に係る加算が算定できる。

- (3) 医療観察精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）は、精神科を担当する医師の指示を受けた保健師等が、グループホーム又は医師若しくは看護師の配置を義務付けられていない精神障害者社会復帰施設の了解の下にこれらの施設を訪問して、当該施設に入所し、かつ、指定通院医療機関で診療を行っている複数の通院対象者又はその介護を担当する者等に対して同時に看護又は社会復帰指導を行った場合に算定する。

- (4) (3)に規定する医療観察精神科訪問看護・指導は、1名の保健師等が同時に行う看護・指導の対象となる通院対象者等の数は5名程度を標準とし、1回の訪問看護・指導に8名を超えることはできない。

- (5) 医師は、保健師等に対して行った指示内容の要点を診療録に記載する。

- (6) 保健師等は、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点並びに訪問看護・指導を実施した際の開始時刻及び終了時刻を記録にとどめておく。

- (7) 注6に規定する交通費は実費とする。

- (8) 医療観察精神科訪問看護・指導料を算定している通院対象者に対しては、同

一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、別に算定できない。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月において、医療観察精神科訪問看護・指導の前後に医療観察精神科集団療法又は医療観察精神科デイ・ケアを行う場合にあっては、この限りではない。

11 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料

- (1) 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料は、精神科を担当する医師が、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院（法のみならず精神保健福祉法等に基づく全ての入院を含む。）中の通院対象者以外の統合失調症を有する通院対象者に対して、計画的な治療管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用に関する説明を含め、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与した日に算定する。
- (2) 持続性抗精神病注射薬剤とは、デカン酸ハロペリドール、エナント酸フルフェナジン及びデカン酸フルフェナジンをいう。
- (3) 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理を行った場合は、治療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する。



障精発第0331003号
平成20年 3月31日

各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課



「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する
手続の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第186号）が公布され、本日から適用されることとなったところであるが、その実施に伴い、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」（平成17年8月2日障精発第0802003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので、貴管内市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

(別添)

「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」(平成17年8月2日障精発第0802003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

(改 正)	(現 行)
記	記
第1 届出に関する手続 1～3 (略) 4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。 入院対象者入院医療管理料 (入処医管) 第〇〇号 通院対象者通院医療管理料 (通処医管) 第〇〇号 医療観察精神科作業療法 (医精神作業) 第〇〇号 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」 (医精ショ大) 第〇〇号 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」 (医精ショ小) 第〇〇号 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」 (医精デイ大) 第〇〇号 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」 (医精デイ小) 第〇〇号 医療観察精神科ナイト・ケア (医精ナイト) 第〇〇号 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア (医デイナイ) 第〇〇号 5・6 (略)	第1 届出に関する手続 1～3 (略) 4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。 入院対象者入院医療管理料 (入処医管) 第〇〇号 通院対象者通院医療管理料 (通処医管) 第〇〇号 医療観察精神科作業療法 (医精神作業) 第〇〇号 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」 (医精デイ大) 第〇〇号 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」 (医精デイ小) 第〇〇号 医療観察精神科ナイト・ケア (医精ナイト) 第〇〇号 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア (医デイナイ) 第〇〇号 5・6 (略)
第2 (略)	第2 (略)
第3 施設基準 通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成20年3月5日保医発第0305002号)」別添2入院基本料等の施設基準等第1病院の入院基本料に関する施設基準4の例によること。	第3 施設基準 通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成16年3月30日保医発第0330006号)」別添2入院基本料等の施設基準等第1病院の入院基本料に関する施設基準4の例によること。
1 入院対象者入院医学管理料 (1)入院対象者入院医学管理料に関する施設基準 ① 当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は10平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟	1 入院対象者入院医学管理料 (1)入院対象者入院医学管理料に関する施設基準 ① 当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は10平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟

の一部であつて、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者であつて集中的な治療を要する者を入院させるための精神病床(14床を超えないものに限る。)により構成される病棟(以下「小規格病棟」という。)にあつてはこの限りでない。

ア～オ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。

(例) 60床からなる精神病棟入院基本料3の届出を行っている病棟の場合

i. 小規格病棟を有さない場合

(a) 元来の看護職員の最小必要員数

$$60人 \times 1/3 = 20人$$

(b) 元来の看護職員の最小必要員数(精神病棟入院基本料3は、看護職員のうち看護師40%以上が基準)

$$20人 \times 40\% = 8人$$

ii. (略)

⑦ (略)

(2)～(7) (略)

2・3 (略)

4 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① 医療観察精神科ショート・ケアであつて大規模なものを実施するに当たっては、その従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科の医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精神科ショート・ケア若しくは精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人、臨床心理技術者、精神保健福祉士のいずれか1人を含む。)の4人で構成される場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して1回50人を限度

イ アに規定する4人で構成される従事者に、更に、精神科医師1人及びアに規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあつては、患者数は、当該従事者6人に対して1回70人を限度とすること。

② 医療観察精神科ショート・ケアを行うにふさわしい専用の施設(広さ60

の一部であつて、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者であつて集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床(14床を超えないものに限る。)により構成される病棟(以下「小規格病棟」という。)にあつてはこの限りでない。

ア～オ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。

(例) 60床からなる精神病棟入院基本料3の届出を行っている病棟の場合

i. 小規格病棟を有さない場合

(a) 元来の看護職員の最小必要員数

$$60人 \times 1/3 = 20人$$

(b) 元来の看護職員の最小必要員数(精神科入院基本料3は、看護職員のうち看護師40%以上が基準)

$$20人 \times 40\% = 8人$$

ii. (略)

⑦ (略)

(2)～(7) (略)

2・3 (略)

平方メートル以上とし、かつ、患者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とする。)又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」

(1) 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

① 精神科医師及び専従する1人の従事者(看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれか1人)の2人で構成される場合には、患者数は、当該従事者2人に対しては1回20人を限度とすること。なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

② 医療観察精神科ショート・ケアを行うにふさわしい専用の施設(広さ30平方メートル以上とし、患者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とする。)又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

6 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① (略)

ア 精神科医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精

4 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① (略)

ア 精神科医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精

神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人及び臨床心理技術者又は精神保健福祉士のいずれか1人)の4人で構成される場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して1日50人を限度とすること。

イ (略)

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、60平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とすること。

③ (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

(1)医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

① (略)

なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

③ (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 医療観察精神科ナイト・ケア

(1)医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準

- ① 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士又は精神科

神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人及び臨床心理技術者又は精神保健福祉士のいずれか1人)の4人で構成される場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して1日50人を限度とすること。

イ (略)

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、60平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とすること。

③ (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

(1)医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

① (略)

なお、看護師は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

③ (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

6 医療観察精神科ナイト・ケア

(1)医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準

- ① 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士又は精神科

ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師又は精神保健福祉士若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人)の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対して、1日20人を限度とすること。

- ② 医療観察精神科ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

③ (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1)医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準

① (略)

ア 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の3人で構成する場合にあっては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とすること。

イ 精神科医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は准看護師のいずれか1人及び精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の4人で構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者4人に対して、1日50人を限度とすること。

ウ (略)

- ② 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しているものであり、当該施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

なお、当該施設には調理設備を有することが望ましい。

イ・ケア若しくは精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師又は精神保健福祉士若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人)の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対して、1日20人を限度とすること。

- ② 医療観察精神科ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

③ (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1)医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準

① (略)

ア 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士又は精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の3人で構成する場合にあっては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とすること。

イ 精神科医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は准看護師のいずれか1人及び精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の4人で構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者4人に対して、1日50人を限度とすること。

ウ (略)

- ② 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しているものであり、当該施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

なお、当該施設には調理設備を有することが望ましい。

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

別添 (略)

様式1 (略)

様式1-2 (略)

様式2 (略)

様式3 (略)

様式4 (略)

(2)届出に関する事項

(略)

なお、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

別添 (略)

様式1 (略)

様式1-2 (略)

様式2 (略)

様式3 (略)

様式4 (略)

医療観察精神科〔

〕ケアの施設基準に係る届出書添付資料

医療観察精神科〔

〕ケアの施設基準に係る届出書添付資料

従 事 者 数	医 師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	作 業 療 法 士	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	経験を有する 看護師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	看護師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	准看護師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	精 神 保 健 福 祉 士	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	臨 床 心 理 技 術 者 等	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	栄 養 士	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	看護補助者	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
専用施設の面積		平方メートル					
		患者 1 人当たり					
		平方メートル					

注1) 〔 〕内には、ショート、デイ、ナイト又はデイ・ナイトと記入すること。

注2) 経験を有する看護師とは、精神科ショート・ケアにあっては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科デイ・ケアにあっては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科ナイト・ケアにあっては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの経験を、精神科デイ・ナイト・ケアにあっては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師をいう。

従 事 者 数	医 師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	作業療法士	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	経験を有する 看護師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	看護師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	准看護師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	精神保健 福祉士	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	臨床心理 技術者等	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	栄養士	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	看護補助者	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
専用施設の面積		平方メートル					
		患者1人当たり					
		平方メートル					

注1) 〔 〕内には、デイ、ナイト又はデイ・ナイトと記入すること。

注2) 経験を有する看護師とは、精神科デイ・ケアにあっては精神科デイ・ケアの経験を、精神科ナイト・ケアにあっては精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの経験を、精神科デイ・ナイト・ケアにあっては精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師をいう。

様式6 (略)

様式6 (略)

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて【改正後全文】

(平成17年8月2日障精発第0802003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)

改正 平成17年11月16日障精発第1116003号

改正 同 20年 3月31日障精発第0331003号

記

第1 届出に関する手続

- 1 各施設基準に係る届出を行おうとする指定医療機関の開設者は、当該指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長に対して、別添の当該施設基準に係る届出書を正副2通提出するものであること。
- 2 届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等入院料等の施設基準」（平成17年厚生労働省告示第366号）及び本通知に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。

なお、この要件審査に要する時間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1ヶ月以内（提出者の補正に要する期間は除く。）とするものであること。

- 3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前6ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）第85条第1項、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項（同項を準用する場合も含む。）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。

なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。

- 4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。

入院対象者入院医学管理料	（入処医管）第〇〇号
通院対象者通院医学管理料	（通処医管）第〇〇号
医療観察精神科作業療法	（医精神作業）第〇〇号
医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」	（医精ショ大）第〇〇号
医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」	（医精ショ小）第〇〇号
医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」	（医精デイ大）第〇〇号
医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」	（医精デイ小）第〇〇号
医療観察精神科ナイト・ケア	（医精ナイト）第〇〇号
医療観察精神科デイ・ナイト・ケア	（医デイナイ）第〇〇号

- 5 要件審査を終え、届出を受理した場合は、届出日に遡って算定することができるものとする。

- 6 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第2 届出受理後の措置

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、指定医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。次に掲げる事項についての一時的な変動については、この限りではないこと。
 - (1) 医師と法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）の比率については、歴月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (2) 看護師と入院対象者の比率については、歴月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (3) 作業療法士、精神保健福祉士及び心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者（以下「臨床心理技術者」という。）と入院対象者の比率については、歴月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- 2 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に適合しないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には指定医療機関に弁明を行う機会を与えるものとする。
- 3 届出事項については、地方厚生局において閲覧に供するとともに、指定医療機関においても院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導するものであること。

第3 施設基準

通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成20年3月5日保医発第0305002号）」別添2入院基本料等の施設基準等第1病院の入院基本料に関する施設基準4の例によること。

1 入院対象者入院医学管理料

(1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準

- ① 当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は10平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟の一部であって、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者であって集中的な治療を要する者を入院させるための精神病床（14床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）にあつてはこの限りでない。

ア 2カ所以上の診察室

イ 酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室

ウ 床面積10平方メートル以上の保護室

エ 集団精神療法室、作業療法室

オ 入院対象者が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話

- ② 当該指定入院医療機関には、医療の質を確保するため、「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」が設置され、定期的に開催されていること。
- ③ 緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること。
- ④ 無断退去を防止するため、安全管理体制が整備されていること。
- ⑤ 当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714001号）を参考とすること。
- ⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。

(例) 60床からなる精神病棟入院基本料3の届出を行っている病棟の場合

i. 小規格病棟を有さない場合

(a) 元来の看護職員の最小必要員数

$$60人 \times 1/3 = 20人$$

(b) 元来の看護職員の最小必要員数（精神病棟入院基本料3は、看護職員のうち看護師40%以上が基準）

$$20人 \times 40\% = 8人$$

ii. 小規格病棟10床を設ける場合

(c) 小規格病棟に勤務する常勤看護師の数

$$10人 \times 1.3 = 13人$$

(d) (c) 以外の看護職員の数

$$50人 \times 1/3 = 16.7人 \approx 17人$$

(e) 看護職員の合計必要数

$$13人 + 17人 = 30人$$

(f) 看護師の最小必要員数

$$17人 \times 40\% + 13人 = 19.8人 \approx 20人$$

- ⑦ 100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院において、当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が1に当該病棟の入院対象者の数が5又はその端数を増すごとに1を加えた数に満たない場合にあっては、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき以下の体制を整備していること。

ア 重度の身体合併症を有する対象者については、他の診療科等と連携し、精神障害の治療と相まって、身体合併症に対する適切な医療を提供できる体

制を確保していること。

イ 重度の身体合併症を有さない対象者（治療により身体合併症が治療した者を含む。）については、当該対象者の社会復帰を促進するために適当な指定入院医療機関に当該対象者を転院させるための必要な連絡調整を行うなど、他の指定入院医療機関との綿密な連携対を確保していること。

(2) 急性期入院対象者入院医学管理料の入院対象者

「入院処遇ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714001号。以下「処遇ガイドライン」という。）に示される、「急性期の到達目標」の各項目を満たした又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断されたことがなく、かつ、入院後間もない期間であって、当該医療機関の管理者により、急性期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

(3) 回復期入院対象者入院医療管理料の入院対象者

処遇ガイドラインに示される、「急性期の到達目標」の各項目を満たした又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断され、指定入院医療機関の管理者により、回復期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

(4) 社会復帰期入院対象者入院医療管理料の入院対象者

処遇ガイドラインに示される、「回復期の到達目標」の各項目を満たし又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断され、指定入院医療機関の管理者により、社会復帰期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

(5) 急性期入院対象者入院医学管理料に係る施設基準

入院対象者の入院決定日を起算日として91日以上180日以内の期間であり、以下のいずれも満たしていること。

- ① 隔離又は身体拘束が行われている状況下で当該医療機関内に設置された行動制限最小化委員会による評価を受けてから7日以内であること。
- ② 入院対象者の同意によらない医療行為が行われている状況下で当該医療機関に設置された新病棟倫理会議による評価を受けてから7日以内であること。

(6) 届出に関する事項

入院対象者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式1及び様式1-2、当該病棟に従事する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を様式2を用いること。なお、注2に該当した場合についても同様式を用いて届け出ること。また、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。

(7) 指定入院医療機関人員配置不足解消計画に関する事項

指定入院医療機関人員配置不足解消計画を策定し、入院対象者入院医学管理料の施設基準を満たしているとして届け出の場合は、(6)に規定された届出に加えて、様式様式7及び様式7-1を用いた指定入院医療機関人員配置不足解

消計画を提出すること。

2 通院対象者通院医学管理料

(1) 通院対象者通院医学管理料に関する施設基準

- ① 当該指定通院医療機関に、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者が1名以上配置されていること。
- ② 当該指定通院医療機関には、医療の質を確保するため「多職種チーム会議」が設置され、定期的開催されていること。また、保護観察所が設置する「ケア会議」に参加し、処遇の実施計画に協力するなど緊密な連携体制が整備されていること。
- ③ 法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた対象者（以下「通院対象者」という。）の病状急変等により、通院対象者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められた場合に常時対応できる体制があること。
- ④ 当該指定通院医療機関は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科訪問看護・指導を実施できる体制を整えているか、若しくはそのような他の指定通院医療機関との連携体制を有していること。また、通院対象者の急性増悪等による入院における診療に対処するため、当該指定通院医療機関の1つの精神病棟における常勤の看護師若しくは准看護師の数が、当該病棟の入院患者数の数の3若しくはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、当該病棟の看護師の割合が4割以上であるか、又は前述と同等の機能を有する医療機関との連携体制を有していること。ただし、当該指定通院医療機関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該指定通院医療機関の管理運営の状況、当該指定通院医療機関の地域における役割等を勘案し指定通院医療機関として指定することが適当であると認められる医療機関については、この限りでないこと。
- ⑤ 通院医学管理の実施等については、「指定通院医療機関運営ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714001号）を参考とすること。

(2) 届出に関する事項

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式3を用いること。

3 医療観察精神科作業療法

(1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準

- ① 作業療法士は、専従者として最低1人が必要であること。
- ② 患者数は、作業療法士1人に対して、1日75人を標準とすること。
- ③ 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して75平方メートルを基準とすること。
- ④ 医療観察精神科作業療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備すること。

作業名	器具等の基準（例示）
手 工 芸	織機、編機、ミシン、ろくろ等
木 工	作業台、塗装具、工具等
印 刷	印刷機具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

（２）届出に関する事項

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出は別添の様式４を、当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出は様式６をそれぞれ用いること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

４ 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」

（１）医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① 医療観察精神科ショート・ケアであって大規模なものを実施するに当たっては、その従事者及び１日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科の医師及び専従する３人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア若しくは精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか１人、看護師１人、臨床心理技術者、精神保健福祉士のいずれか１人を含む。）の４人で構成される場合にあっては、患者数は、当該従事者４人に対して１回５０人を限度とすること。

イ アに規定する４人で構成される従事者に、更に、精神科医師１人及びアに規定する精神科医師以外の従事者１人を加えて、６人で従事者を構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者６人に対して１回７０人を限度とすること。

② 医療観察精神科ショート・ケアを行うにふさわしい専用の施設（広さ６０平方メートル以上とし、かつ、患者１人当たりの面積は４．０平方メートルを標準とする。）又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。

（２）届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式５を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、

専従・非専従の別) 及び勤務時間に係る届出については様式 6 をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」

(1) 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

① 精神科医師及び専従する 1 人の従事者（看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれか 1 人）の 2 人で構成される場合には、患者数は、当該従事者 2 人に対しては 1 回 20 人を限度とすること。なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

② 医療観察精神科ショート・ケアを行うにふさわしい専用の施設（広さ 30 平方メートル以上とし、患者 1 人当たりの面積は 3.3 平方メートルを標準とする。）又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式 5 を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式 6 をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

6 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① 医療観察精神科デイ・ケアであって大規模なものを実施するに当たっては、その従事者及び 1 日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科医師及び専従する 3 人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか 1 人、看護師 1 人及び臨床心理技術者又は精神保健福祉士のいずれか 1 人）の 4 人で構成される場合にあっては、患者数は、当該従事者 4 人に対して 1 日 50 人を限度とすること。

イ アに規定する 4 人の従事者に、更に、精神科医師 1 人及びアに規定する精神科医師以外の従事者 1 人を加えて、6 人で従事者を構成する場合にあ

っては、患者数は、当該従事者 6 人に対して 1 日 70 人を限度とすること。

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、60 平方メートル以上とし、かつ、通院対象者 1 人当たりの面積は 4.0 平方メートルを標準とすること。

- ③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式 5 を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式 6 をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

(1) 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

- ① 精神科医師及び専従する 2 人の従事者（作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者等のいずれか 1 人、看護師 1 人）の 3 人で構成される場合には、患者数は、当該従事者 3 人に対しては 1 日 30 人を限度とすること。

なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40 平方メートル以上とし、かつ、通院対象者 1 人当たりの面積は 3.3 平方メートルを標準とすること。

- ③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式 5 を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式 6 をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は

精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 医療観察精神科ナイト・ケア

(1) 医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準

- ① 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師又は精神保健福祉士若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人）の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対して、1日20人を限度とすること。
- ② 医療観察精神科ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。
- ③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準

- ① 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを実施するに当たっては、その従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人）の3人で構成する場合にあつては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とすること。

イ 精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナ

イト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は准看護師のいずれか1人及び精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の4人で構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者4人に対して、1日50人を限度とすること。

ウ イに規定する4人に、イに規定する精神科医師以外の従事者2人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者6人に対して、1日70人を限度とすること。ただし、イにおいていずれか1人と規定されている従事者の区分ごとに同一区分の従事者が2人を超えないこと。

なお、看護師又は准看護師の代わりに、1名に限り、看護補助者をもって充てることができる。

- ② 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しているものであり、当該施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

なお、当該施設には調理設備を有することが望ましい。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

施設基準に係る届出書

届 出 番 号

(届出事項)

[] の施設基準に係る届出

- ☐ 当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第78条第1項及び老人保健法第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

印

殿

- 備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。
3 届出書は、正副2通提出のこと。

入院対象者入院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床					
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人		
	薬剤師	常勤	人	非常勤	人		
当該病棟の概要	病床数	床					
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人		
	医師 (診療科目)	常勤	人	非常勤	人		
	看護師	常勤	人	非常勤	人		
	作業療法士	}	常勤	人	非常勤		
	精神保健福祉士 臨床心理技術者						
当該病棟の構造設備	個・室	室	床	1床当たり床面積	平方メートル		
	診察室	室					
	処置室	室					
	常設されている装置・器具等の名称・台数等						
	保護室	室	床	1床当たり床面積	平方メートル		
	集団精神療法室			平方メートル			
	作業療法室			平方メートル			
	談話室			平方メートル			
	食堂			平方メートル	浴室の有無 有・無		
	面会室			平方メートル	公衆電話の有無 有・無		
会議の設置状況	別紙						
マニュアル関係	事故・火災発生対応マニュアルの有無			有・無			
	無断退去等対応マニュアルの有無			有・無			
当該病棟の安全管理体制	構造設備面						
	人員面						

注 1) 有無については、いずれかに○で囲むこと。

注 2) 当該病棟の安全管理体制については、具体的に講じている安全管理体制を記載すること。

(例：無断退去等を防止するため、モニター及び保安照明を設置 等)

入院対象者入院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

会議名	会議メンバー等
新病棟外部評価会議	開催予定回数 () 回／週・月・年 参加メンバー (氏名・職種) ・ ・ ・ ・
新病棟運営会議	開催予定回数 () 回／週・月・年 参加メンバー (氏名・職種) ・ ・ ・ ・
新病棟倫理会議	開催予定回数 () 回／週・月・年 参加メンバー (氏名・職種) ・ ・ ・ ・
新病棟治療評価会議	開催予定回数 () 回／週・月・年 参加メンバー (氏名・職種) ・ ・ ・ ・
地域連携を確保するための会議	開催予定回数 () 回／週・月・年 参加メンバー (氏名・職種) ・ ・ ・ ・

入院対象者入院医学管理を行う精神病棟に勤務する従事者の名簿

No	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤 務 時 間	備 考
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		
			{ 常勤 非常勤 } { 専 従 非 専 従 }		

注) 職種の欄には、医師、看護師等と記入すること。

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床							
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人				
	看護師	常勤	人	非常勤	人				
	作業療法士	常勤	人	非常勤	人				
	精神保健福祉士	常勤	人	非常勤	人				
	臨床心理技術者	常勤	人	非常勤	人				
当該医療機関における精神科棟の入院基本料等の届出区分	精神科棟入院基本料	区分	1	2	3	4	5	6	7
		特別 1			特別 2				
	特定入院料	区分	精神科救急入院料						
			精神科急性期治療病棟入院料						
当該施設基準を下回っている場合の連携医療機関								1	2
								1	2
当該施設基準を下回っている場合の連携医療機関	医療機関名 所在地 担当医師の氏名								
多職種チーム会議	開催予定回数 () 回/週・月・年 参加メンバー (氏名・職種) .								
ケア会議	参加予定メンバー (氏名・職種) .								
訪問看護の体制	担当医師数	人	看護師数	人	その他	人			
訪問看護の体制がない場合の連携体制	連携訪問看護ステーション名 所在地 看護師数 人								
精神科デイ・ケアの体制	医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無								
精神科デイ・ケアの体制がない場合の連携体制	医療機関名 所在地 医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無								
緊急時の連絡・対応方法									

注) 緊急時の連絡・対応方法についての患者等への説明文書の例等、参考書類を添付すること。

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該療法に従事する 作業療法士	常	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
	勤	非専従	名		非専従	名
専 用 施 設 の 面 積			平方メートル			
当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧						
手 工 芸						
木 工						
印 刷						
日常生活動作						
農耕又は園芸						

医療観察精神科 [

] ケアの施設基準に係る届出書添付資料

従 事 者 数	医 師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	作 業 療 法 士	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	経験を有する 看護師	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	看護師	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	准看護師	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	精 神 保 健 福 祉 士	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	臨 床 心 理 技 術 者 等	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	栄 養 士	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	看護補助者	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
専用施設の面積		平方メートル					
		患者 1 人当たり					
		平方メートル					

注 1) [] 内には、ショート、デイ、ナイト又はデイ・ナイトと記入すること。

注 2) 経験を有する看護師とは、精神科ショート・ケアにあつては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科デイ・ケアにあつては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科ナイト・ケアにあつては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの経験を、精神科デイ・ナイト・ケアにあつては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師をいう。

[] に勤務する従事者の名簿

No	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤 務 時 間	備 考
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	

注) 職種の欄には、医師、看護師等と記入すること。